

法務

## 相続について

寺本法律会計事務所  
弁護士 飯塚 美葉

1 これまで、3回に渡り、相続についてご説明してきました。第1回は、法定相続分や、相続放棄・承認について(2008年5月9日付357号)第2回は、遺言による相続と、法定相続人の遺留分(2008年11月21日付368号)第3回は、遺言の書き方について(2008年12月1日付371号)でした。

ところで、今回は、第2回でご説明した法定相続人の遺留分について、本年3月1日から新たに施行される特例がありますので、そのご説明をしたいと思います。

2 この特例は、昨年10月1日に公布された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」によるもので、家族経営の中小企業において、オーナー社長から後継者への事業承継をスムーズにしようとするものです。

たとえば、ある会社のオーナー社長Aさんに、配偶者と3人の子供がいるとします。子供のうちBさんが、実家に残って親の事業を手伝っていますが、残りの2人は実家を出て都市部でサラリーマンをしています。Aさんは、事業を手伝っているBさんを後継者にしたいと考えています。

ところで、相続財産となる社長名義の個人財産としては、会社の株式と、会社に貸したことになっている自宅兼事務所や事業用地など、会社の経営に不可欠な不動産が大半を占め、あとは多少の預金や車などのみという場合がけっこうあります。

この場合、現行の民法の規定によれば、会社株式や事業用の不動産を、後継者にしたい子供にすべて相続させる遺言を作成しても、配偶者やほかの2人の子供から遺留分減殺請求がおこなわれた場合には、これらの株式などを含めた相続財産全体の中から、法定相続分の半分に相当する財産を分

けてあげなければならなくなります。これは、相続だけでなく、社長が亡くなる前に、株式などを生前贈与していた場合でも同様です。

しかし、これでは、事業に必要な財産が、複数の子供たちに分割して相続され、会社の経営がスムーズに行かなくなる場合も出てきかねませんし、がんばって親の事業を手伝っている後継者の志気も上がりません。

3 今回の特例では、事前に、推定相続人全員で合意することによって、次の2つのうちどちらかを選ぶことができるようになりました。

会社株式や事業用不動産など、事前に合意した特定の財産を、遺留分の計算から除外する

会社株式を遺留分の計算に入れるとして、その株式の評価額を、合意時の価格に固定できる(つまり、この合意の後、子供ががんばって働き、株価向上に貢献した分は、ほかの相続人の取り分に影響しないということです)

4 この制度の適用を受ける条件は次のようなものとなります。

- ・製造業等の場合、資本金3億円以下または従業員300人以下、卸売業は資本金1億円以下または従業員100人以下、サービス業は資本金5000万円以下または従業員100人以下、小売業は資本金5000万円以下、従業員50人以下の、企業または個人事業者であること。

- ・親(Aさん)が過去または現在会社の代表者であり、子供(Bさん)が、合意の時点で会社の代表者であること。

- ・後継者Bさんは、Aさんの遺留分を有する推定相続人であること。(兄弟姉妹、甥、姪などには適用がありません。)
- ・株式や出資持分について、BさんがAさんから贈与、相続を受けることによって、議決権の過半数を持つこと。
- ・Bさんの持っている株式や出資が、Aさんから贈与、相続された分を除くと、総議決権の過半数を超えないこと。

5 適用を受けるための手続としては、合意から1ヶ月以内に、経済産業大臣の確認と、家庭裁判所の許可を受けることとされています。提出書類などの詳細な手続については3月1日の施行後にはっきりするようです。なお、この制度にはほかにも細かい注意点がありますし、ほかに、融資や税制についての規定も新設されていますので、手続を検討される場合は、専門家にご相談ください。

## 法人協会ニュース

### 「日本食レストラン国際シンポジウム」の開催について

日本食レストラン海外普及推進機構では、3月9日(月)に、ホテルニューオータニ(東京)において標記シンポジウムを開催します。本シンポジウムは、今後も成長が見込める海外の日本食市場に対して、日本産食材・食品の輸出を更に促進するために、海外のニーズと、日本の生産者や食品企業が輸出したい品目等について情報交換を行い、両者のマッチングを図ることを目的としております。

また、農業者のPRブースの設置や、試食会等を開催することによりさらなる輸出振興を図ることとしており、当協会もブースを設置いたします。

つきましては、本シンポジウムに参加をご希望される方、PRブースへの参加をご希望される方は、当協会事務局高須までご連絡(TEL:03-6268-9500)ください。

機構HP <http://jronet.org/index.html>

### 日本農業法人協会食品あんしん制度のご案内について

この保険は、会員の皆様が製造・加工販売する食品(未加工農産物を含む)について、異物混入や基準を超える残留農薬の検出等が発生した場合に、実際に消費者に身体障害が発生した時の法律上の損害賠償責任を負担することによる損害、また身体障害の発生の恐れが生じた場合に負担する各種の費用損害に対し、保険金をお支払いする制度です。

保険期間は毎年4月から翌年3月までの1年間。平成21年度の保険料には、前年状況からの損害率等による割引や、GAP・HACCP・ISO(9000s・22000s)等の認証取得による追加割引を用意しています。

当協会では、4月からの加入の募集を間もなく開始致しますので、万が一の場合に備えた対策としてご検討ください。

お問い合わせは当協会総務課まで。

### 「農業法人経営高度化シンポジウム」を開催します

当協会の社会的責任研究部会は、「農業法人経営におけるCSRとは?」をテーマに標記シンポジウムを開催します。パネルディスカッションでは、先進的な農業経営の取り組み事例を踏まえ、農業法人版CSRガイドライン作成の取り組みを紹介するとともに、外食産業に関わる側のCSRへの取り組みや農業法人に対する期待などを紹介します。参加費は無料です。前日の総会とあわせて、奮ってご参加ください!

日時:3月6日(金)13:00~15:00

場所:浅草ビューホテル4F飛翔の間

主催:(社)日本農業法人協会 社会的責任研究部会・全国担い手育成総合支援協議会

パネルディスカッション

#### 【パネリスト】

社会的責任研究部会長 藤田 毅 氏

副部会長 芹田 省一 氏

(株)創コンサルティング 鷹野 秀征 氏

(株)リンガーハット 執行役員

CSR推進室長 深浦 義輝 氏

#### 【コーディネーター】

(社)日本農業法人協会 専務理事 紺野 和成

本紙に関するお問合せは下記までご連絡下さい。

### アグリビジネス経営塾

発行:社団法人日本農業法人協会



HP: <http://www.hojin.or.jp>

TEL:03-6268-9500

FAX:03-3237-6811

e-mail: [juku@hojin.or.jp](mailto:juku@hojin.or.jp)

©(社)日本農業法人協会2008

本紙記事の無断転載を禁止します